

岩手県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人成仁会	大船渡市立根町字宮田9番地1	富美岡荘ホームヘルプ事業所	大船渡市猪川町字富岡148番地	大船渡市盛町字町6番地1	平成14年4月1日
岩手環境保全株式会社	花巻市二枚橋第5地割360番地1	IK介護サービス	花巻市二枚橋町南一丁目47番地	花巻市二枚橋第5地割360番地1	平成17年9月26日